

核鑑識技術開発の微細構造分析業務に係る労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、文部科学省の核セキュリティ補助事業として、原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター 技術開発推進室で実施している、核鑑識技術開発の微細構造分析業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 核鑑識微細構造分析手法の技術開発に係る業務

- ① 電子顕微鏡測定等のための核物質及びその他物質試料の前処理作業（集束イオンビーム（FIB）装置、ウルトラミクロトーム等による前処理作業を含む）
- ② 走査型及び透過型電子顕微鏡等を使用した試料微細構造測定作業
- ③ オートラジオグラフィを使用した試料測定作業
- ④ 上記業務に係り使用する試料・薬品・器具等の整理・管理及び洗浄、装置のメンテナンス作業（日常点検、装置の起動・終了、部品の交換等）

(2) 電子顕微鏡画像の解析技術開発に係る業務

- ① コンピュータツールを使用した電子顕微鏡画像等の解析作業
- ② 顕微鏡画像解析ツールの機能確認及び機能修正作業
- ③ 上記業務に係り使用する装置のメンテナンス作業（日常点検、装置の起動・終了、部品の交換等）

(3) データ整理業務

- ① 測定及び画像解析結果や試料前処理条件等に係る記録及びデータ整理作業

(4) 作業責任者等（作業責任者及び作業担当者）としての業務

- ・ (1)の業務を担当し、作業における管理及び監督を行う。

(5) 上記（1）～（4）に付随する業務及び核鑑識グループの所有する情報機器の管理。また、機構との協議により定められた業務

（1）、（4）については、放射線管理区域内における作業業務となる。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に掲げるものとする。

(1) 技術的要件

- ・ 電子顕微鏡測定のための試料の前処理に関する業務に従事した経験を有していること。
- ・ 走査型及び透過型電子顕微鏡、FIB 装置の操作に関する経験を有していること。
- ・ 核物質の微細構造分析に関する知識を有していること。
- ・ 核物質、放射性物質の試料の取り扱いと分析に関する業務に従事した経験を有していること。
- ・ 電子顕微鏡で取得した画像や分析データの情報処理（R、Python、Matlab 等を使用）に関する業務に従事した経験を有していること。
- ・ ワード、エクセル、パワーポイント等の各種アプリケーションソフト操作ができること。
- ・ ガス類、薬品、液体窒素の取扱いに関する基礎的な知識を有していること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業

を遂行できる。

- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。

(3) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職無し。

4. 組織単位

原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
技術開発推進室（原子力科学研究所駐在）

5. 就業場所

(住所) 319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

(電話番号) 029-284-3706

日本原子力研究開発機構

原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター

技術開発推進室（原子力科学研究所）

その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構

原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター

技術開発推進室長

TEL：080-9716-3767

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9時から17時30分まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令系統は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 プロモーション・オフィス 労務課 副
主幹 兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告書により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類 (部数: 次の提出先に各1部、提出先: 「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)
※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により国内外の出張を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以上